

## 政治文書(Global Call to Action on the World Drug Problem)の概要

- ✓ 世界薬物問題に対する効果的な対処へのコミットメントを再確認。
- ✓ 麻薬関連条約及び国際組織犯罪防止条約の履行へのコミットメントを再確認。
- ✓ 世界薬物問題に対する共同コミットメントである2016年のUNGASS（国連麻薬特別総会）成果文書を再確認。
- ✓ 薬物統制に一義的責任を持ち、国連機関における薬物政策の決定主体であるCND（麻薬委員会）の働きへのコミットメント、国連事務総長及び国連システムにおいて国際的な薬物統制政策を主導するUNODC（国連薬物・犯罪事務所）を始めとした国連機関の取組への支持と評価、並びにINCB（国際麻薬統制委員会）及びWHO（世界保健機関）の条約上の役割を再確認。
- ✓ 国連憲章及び世界人権宣言の目的・原則を含む国際法に完全に合致し、国家主権及び領土保全を完全に尊重した上で、世界薬物問題に対処するとの決意を再確認。
- ✓ 合成薬物の台頭を含む世界薬物問題における新たな課題を再確認。薬物の不正取引、腐敗、その他の組織犯罪、テロとの関係性を留意。
- ✓ 合成薬物に適時適切に対処する国際的な薬物統制システムの必要性を認識。CNDに対し、これらの薬物の（統制薬物を列挙した麻薬関連条約の）付表への追加の加速化を懇願。
- ✓ 以下4つの戦略に基づくアクションプランの実施を約束。
  - （1）教育、啓蒙、乱用予防を通じた不正薬物の需要削減
  - （2）救命治療の拡大と薬物からの回復の促進
  - （3）司法、法執行、保健部門を通じた国際協力の強化
  - （4）不正薬物の生産及び国境を跨いだ流通の阻止を通じた供給削減
- ✓ CND及び各署名国に対して、2019年3月のCNDにおいて、進捗、教訓及び好事例を提供することを懇願。